

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第34号

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市小児医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
（受給資格者証の交付等） 第2条 条例第6条の規定に基づく申請は、小児医療費受給資格者証交付申請書（以下「受給資格者証交付申請書」という。）に<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）等を提示して行うものとする。</u> 2及び3 略 （医療費の支払の特例） 第4条 条例第9条ただし書の規定により規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 （1）及び（2）略 （3）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する<u>特別療養費に係る療養を受けた場合</u> （4）～（6）略	（受給資格者証の交付等） 第2条 条例第6条の規定に基づく申請は、小児医療費受給資格者証交付申請書（以下「受給資格者証交付申請書」という。）に、<u>条例第2条第3項各号に定める法律（以下「医療保険各法」という。）による被保険者証を添えて行わなければならない。</u> 2及び3 略 （医療費の支払の特例） 第4条 条例第9条ただし書の規定により規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 （1）及び（2）略 （3）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する<u>被保険者資格証明書により療養を受けた場合</u> （4）～（6）略

改 正 後	改 正 前
(医療費の給付) 第6条 市長は、前条の規定に基づく給付申請書を受理したときは、その申請内容を審査し、適正と認めたときは、<u>速やかに医療費の給付を行うものとする。</u> 2 略 (届出) 第8条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(3) 略 (4) 記号・番号 (5)及び(6) 略 2～4 略 <u>別記様式(第2条関係)</u> (別紙のとおり)	(医療費の給付) 第6条 市長は、前条の規定に基づく給付申請書を受理したときは、その申請内容を審査し、適正と認めたときは速やかに医療費の給付を行うものとする。 2 略 (届出) 第8条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>被保険者証、加入者証又は組合員証の記号・番号</u> (5)及び(6) 略 2～4 略 <u>別記様式(第2条関係)</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の総社市小児医療費給付条例施行規則別記様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式（第2条関係）

（表）

岡山県

小児医療費受給資格者証

公費負担者番号								
受給資格者番号								
受給資格者	住所							
	氏名							
	生年月日	年 月 日生				性別		
一部負担金の割合		無 料						
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで						
上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担については、公費で負担します。 年 月 日 岡山県総社市長 印								
保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ この証により診療を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。 また、その場合、レセプトの「負担金額」欄には「0円」と記入してください。								

（裏）

注 意 事 項